

市街地における自動二輪車等の駐車スペース確保に係る関係省庁連絡会議について（案）

令和 7 年 5 月 12 日

関係省庁連絡会議決定

1. 関係行政機関相互の連携の下、路外駐車場をはじめとした市街地における一般公共の用に供する自動二輪車及び原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）のための駐車スペースの確保に関する施策の実施の推進に資することを目的として、自動二輪車等の駐車スペース確保に係る関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、連絡会議の議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
議 長 国土交通省都市局街路交通施設課長
構成員 警察庁交通局交通規制課長
経済産業省製造産業局自動車課長
国土交通省道路局路政課長
国土交通省道路局参事官（自転車活用推進）
3. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
4. 連絡会議の庶務は、国土交通省都市局において処理する。
5. (1)議長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置する。
(2)ワーキンググループの構成員は、議長の指名する者とする。
(3)ワーキンググループは、その結果を適宜、連絡会議に報告するものとする。
6. 連絡会議は非公表とし、会議資料は原則として公開する。
7. 前各号に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。